

尾張北部環境組合だより

令和3年4月 第8号

発行・編集 尾張北部環境組合

〒483-8221

江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所内）

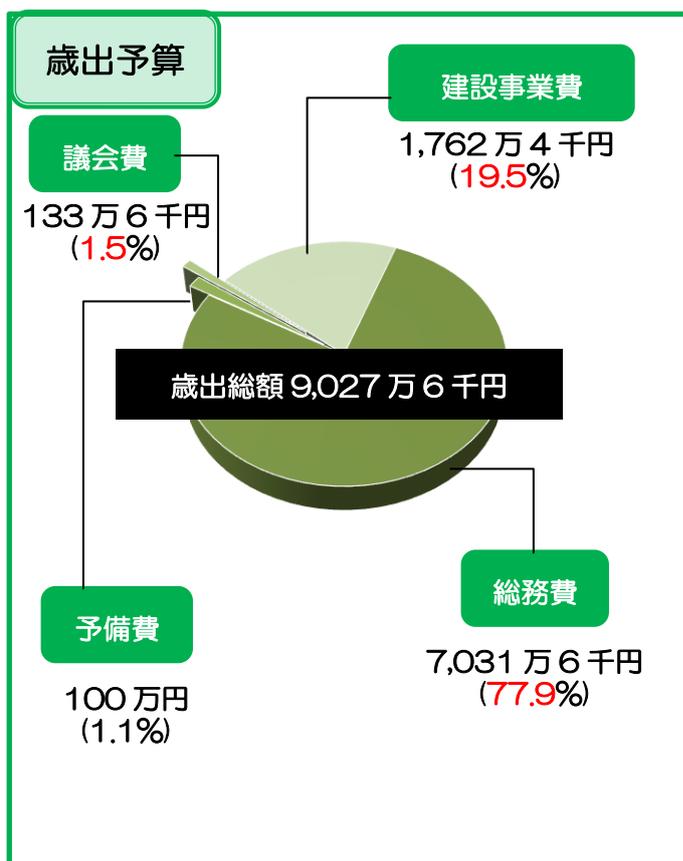
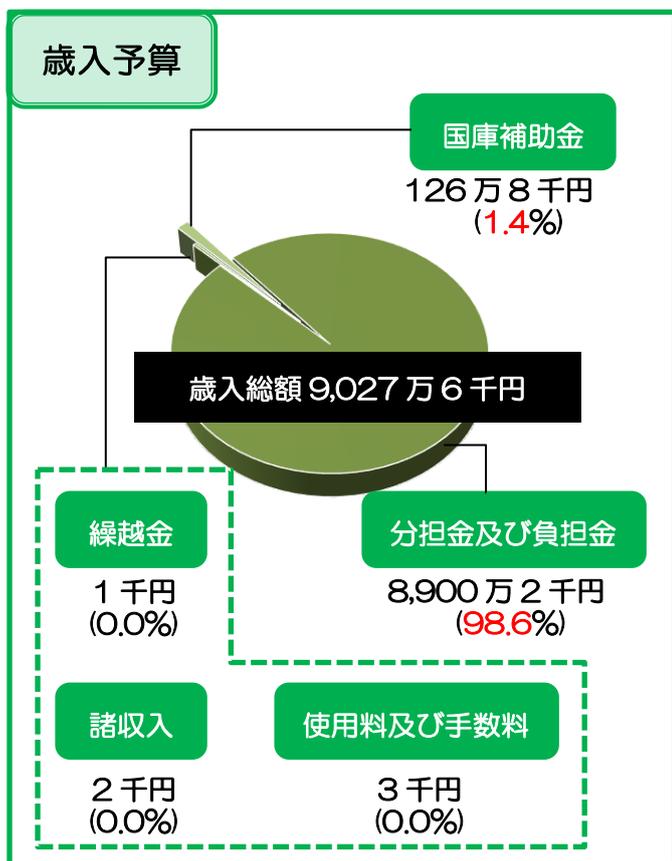
TEL 0587-54-1188

<http://www.owarihokubu.jp>

尾張北部環境組合は、犬山市・江南市・大口町・扶桑町のごみを共同で処理する新たなごみ処理施設の整備を推進しています。

令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出予算

令和3年2月8日（月）に開催された令和3年第1回尾張北部環境組合議会定例会において、新年度の組合予算が下記のとおり可決されました。



※括弧内は予算総額に占める割合であり、小数第2位を四捨五入しているため、表章単位に満たないものは「0.0%」としています。

●歳入予算

組合構成市町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）からの分担金及び負担金8,900万2千円、地歴調査業務及び基本設計策定等業務に係る国庫補助金126万8千円などを計上しています。

●歳出予算

組合議会の運営に要する議会費133万6千円、組合の運営に要する総務費7,031万6千円、環境影響評価事後調査業務、地歴調査業務、循環型社会形成推進地域計画（第2期）策定業務などを実施するための建設事業費1,762万4千円などを計上しています。

令和3年度予算における主な事業

●環境影響評価等調査業務

新ごみ処理施設を、より環境にやさしいものにしていくため、平成29年度から環境影響評価の手続を進めています。令和3年度は、令和2年度に作成した環境影響評価準備書に対する愛知県知事等からの意見を踏まえ、内容を見直した評価書の公告・縦覧を行います。また、都市計画決定手続きに係る愛知県知事協議を経て、都市計画決定の告示・縦覧を行います。

●環境影響評価事後調査業務

環境影響評価の調査業務において、新ごみ処理施設整備事業実施区域内にホンドキツネの営巣が確認されたため、環境保全措置として代替候補地の整備等を実施します。その措置による効果を確認するため、工事着手後にホンドキツネの繁殖期間中の調査を行い、生息地の定着状況を把握します。また、調査結果及び専門家へのヒアリングを踏まえて、追加の措置及び調査を実施していきます。

●地歴調査業務

愛知県の条例である、「県民の生活環境の保全等に関する条例」第39条の2第1項に基づいて、3,000平方メートル以上の土地の形質変更をする場合には、その土地の過去の有害物質等取扱事業所の設置状況などの事項を調査し、その結果を県に報告するよう定められています。そのため、この条例に基づき、新ごみ処理施設整備事業実施区域の地歴調査として資料調査、聴取調査、現地調査を行い、土壤汚染状況報告書を作成します。

●循環型社会形成推進地域計画（第2期）策定業務

循環型社会の形成推進を目的として組合が策定した、循環型社会形成推進地域計画の第1期が令和4年3月31日に計画期間終了となるため、令和4年4月1日からの新たな計画を策定します。

組合の構成市町で令和2年3月に改定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づいて、構成市町の地域内で発生する一般廃棄物についての現状を把握し、排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量や最終処分量などの処理目標を設定し、発生抑制、処理体制、施設整備に関する計画支援事業などについて、具体的な施策を整理します。整理した処理体制で処理していくため、計画期間中に必要となる処理施設の整備について、概要等を取りまとめます。また、策定した事業実施計画に基づき、国の循環型社会形成推進交付金の交付申請を行っていきます。